

JSG ニュースレター

「外国籍専門人材の招聘と雇用法」の改正草案が 立法院を正式通過

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

「外国籍専門人材の招聘と雇用法（中国語：外國專業人才延攬及僱用法）」の改正草案が6月18日付で立法院を正式通過（中国語：三讀通過）しました。

最終可決された改正条文は、招聘を受ける外国籍専門人材の一定条件を確保するため、現行の法律基礎の下、および来台就労に係る給与基準を下げない原則の下、業務内容、居留、家族等の関連規定を緩和し、社会保障等の優遇を強化しています。改正の主なポイントは、以下のとおりです。

- 本法における専門業務適用対象を追加：外国籍特定専門人材の特殊技能と認められるものについて、国防分野および主管機関により認定されたものと規定する条文が追加された。教育部が募集、採用を許可した「外国人子女クラス」で外国籍の学科教員の招聘が可能になるほか、すでに招聘が可能になっている実験教育（オルタナティブスクール）従事者についても本法の適用対象となる。また、教育部は世界の主要大学の卒業生が台湾で専門的、技術的な職務に就く場合、2年以上の実務経験を不要とする旨を発表した。
- 居留および家族に係る友好的規定を追加：外国籍（特定）専門人材として招聘される本人とその家族の手続きを簡略化し、ノービザや停留ビザで入国した場合、直接、居留証の申請が可能になる。また、外国籍特定専門人材が永久居留を申請できる制限が連続5年間居住から連続3年間に短縮される

ほか、外国籍（特定）専門人材が台湾で修士号、博士号を取得した場合、永久居留の申請制限年数を1～2年短縮することができる。

- 社会保障および租税優遇措置：外国籍特定専門人材の租税優遇措置適用限度を現行の3年から5年に延長する。また、外国籍特定専門人材および外国籍上級専門人材が雇用主または事業主およびその家族に属する場合、健康保険への加入認可に係る6か月の待機制限を免除する。

改正前後のポイント比較

改正ポイント	改正後の規定	改正前後の差異
専門業務の適用範囲を拡大	§4 専門業務の定義に外国籍の学科教員、実験教育従事者を追加	現行規定では、高等学校以下の学校教員は、外国語の指導しか認められていなかったが、今後は教育部が募集、採用を認可した外国人子女クラスで外国籍の学科教員を招聘できるようになるほか、実験教育への従事も専門業務の範疇になる。
特定専門人材の専門技術分野および認定規定の追加	§4 八大分野を全部列挙し、国防分野を新たに追加。また、主管機関（国家発展委員会）の協議により各関連中央目的事業主管機関が認定する機制を追加	現行規定では、一部列挙されていた専門分野について、今後は八大分野が全部列挙されるほか、国防分野および主管機関による認定規定も追加される。
優秀な卒業生の來台就労資格要件の緩和	§6 世界の主要大学の卒業生が來台し就労する場合、実務経験2年を免除	現行規定では、学士以上の学位を取得した外国人が台湾で専門的・技術的な業務の招聘雇用を受けるためには、2年以上の実務経験が必要だった。
労働許可の申請免除	§7 外国籍専門人材およびその家族が永久居留権を取得した場合、労働許可の申請免除	現行規定では、永久居留権を取得した場合でも労働部に対して労働許可の申請が必要だったが、今後は不要になる。
就業ゴールドカードの有効期間の延長が申請可能	§9 就業ゴールドカードの有効期間満了前に延長申請が可能	現行規定では、就業ゴールドカードの有効期間満了に際して、再度申請し直す必要があったが、今後は延長が可能になる。
居留ビザの申請免除	§12 ノービザまたは停留ビザで入国した場合、居留ビザの申請をすることなく居留証の申請が可能	現行規定では、ノービザまたは停留ビザで入国した場合、適当な期限の停留ビザまたは居留ビザを申請してから居留証を申請する必要があったが、今後は直接居留証の申請が可能になる。
就業ゴールドカードは居留期間の6+6か月の延長申請が可能	§13 就業ゴールドカードの有効期間満了前に居留期間の6+6か月の延長申請が可能	現行規定では、就業ゴールドカードの有効期間満了に際して、再度申請し直す必要があったが、今後は居留期間の延長申請について、現行の最長6か月から、さらにプラス6か月の申請が可能になる。
永久居留申請規定の要件緩和	§14 本人の永久居留申請規定	現行規定では、外国籍専門人材は連続5年間、毎年183日以上居留しなければ、永久居留の申請ができなかった

	<p>1. 永久居留の申請要件を毎年 183 日以上居留から毎年「平均」183 日以上に改正</p> <p>2. 外国籍特定専門人材が永久居留権を取得できる滞在年数を 5 年から 3 年に短縮</p> <p>3. 台湾において博士または修士の学位を取得した場合、永久居留を申請できる滞在年数を 1~2 年短縮可能</p> <p>§16 家族が永久居留を申請する場合、その要件となる滞在年数は本人に準ずる</p>	<p>が、今後は毎年「平均」183 日以上居留の要件を満たせば申請が可能になる。また、外国籍特定専門人材は、連続 3 年間の居留で永久居留の申請資格が得られるほか、台湾において博士または修士の学位を取得した場合、申請年限を 1~2 年短縮することができる。</p>
<p>招聘を受けていない専門人材について、その家族にも本法適用範囲を拡大</p>	<p>§15 招聘を受けていない専門人材で永久居留権を取得している場合において、その成年子女が一定の居留要件を満たすとき、自ら労働許可を申請することが可能</p>	<p>現行規定にある招聘を受けて専門業務に従事する外国籍専門人材だけでなく、改正草案第 10 条で規定する招聘を受けていない個人の芸術活動従事者および外国籍特定専門人材、外国籍上級専門人材も適用対象となるよう、本条文中で適用対象が拡大される。</p>
	<p>§18 招聘を受けていない特定専門人材および上級専門人材の直系親族にも最長 1 年間の親族訪問に係る停留ビザの適用を拡大</p>	<p>現行規定にある招聘を受けて専門業務に従事する外国籍特定専門人材だけでなく、創業や会社設立等、招聘ではない形式で来台する外国籍特定専門人材や外国籍上級専門人材も台湾が積極的に招聘したい専門人材であることから本法改正草案の適用対象となる。</p>
<p>租税優遇措置の延長</p>	<p>§20 特定専門人材に対する租税優遇措置の適用を現行の最長 3 年から最長 5 年に延長し、不適用時の順次繰延適用の規定を廃止</p>	<p>現行規定の租税優遇措置は 3 年だったが、今後 5 年に延長される。</p>
<p>健康保険の加入認可に係る待機制限免除</p>	<p>§21 外国籍特定および上級専門人材が雇用主および自営業者である本人とその家族は、加入認可に係る 6 か月の待機制限を受けない</p>	<p>現行規定では、直接、健康保険への加入が認められているのは、招聘を受けた外国籍専門人材およびその家族に限られていたが、今後は雇用主および自営業者である外国籍特定および上級専門人材の本人とその家族も直接加入できるようになる。</p>
<p>退職保障適用対象の追加</p>	<p>§22 招聘を受けていない永久居留証取得者にも新退職金制度を適用</p>	<p>現行規定にある招聘を受けて専門業務に従事する外国籍専門人材だけでなく、改正草案第 10 条に規定する招聘を受けていない個人の芸術活動従事者および外国籍特定専門人材も適用される</p>

		必要があることから、本条文が改正される。
	§23 退職金の月次支給適用対象を教員以外にも拡大。例：中央研究院の연구원等	現行規定では、永久居留権を取得した場合の退職金給付について、学校教員にのみ一括給付または月次給付の選択が認められていたが、今後は中央研究院等の연구원が永久居留権を取得した場合にも適用が可能になる。
台湾国籍への帰化者の家族に対する権益の強化	§26 台湾国籍に帰化した者の家族は、一部条文（永久居留、個人の労働許可、親族訪問に係る停留）を準用	現行規定では、台湾国籍に帰化した場合、本法の適用を受けなかったが、今後は台湾国籍に帰化した者の家族が本法の一部条文を準用することができる。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)

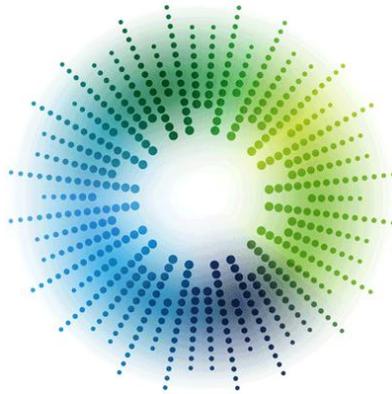


Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“Deloitte ネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

©2021 勤業眾信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

「外國專業人才延攬及僱用法」修正草案 經立法院三讀通過

「外國專業人才延攬及僱用法」修正草案，今日（6/18）經立法院三讀通過。

本法三讀通過條文，為確保延攬之外國專業人才具有一定之資格條件，在本法原有法律基礎以及未調降來臺工作之薪資門檻原則下，進一步放寬工作、居留、依親等相關規定，並提供更優惠之社會保障等，重點說明如下（修正前後比較表如附錄）：

- 新增本法專業工作適用對象：外國特定專業人才之特殊專長，增列國防領域，以及增訂由主管機關會商認定之規定；開放教育部核定招收「外國人才子女專班」得聘僱外籍學科教師；將已開放之實驗教育工作者，納入本法適用對象；放寬教育部公告世界頂尖大學之畢業生在我國從事專門性或技術性工作無須具備 2 年工作經驗。
- 增加居留及依親之友善規定：簡化程序讓外國(特定)專業人才及其依親親屬以免簽或停簽入境者，得直接改申請居留證；將外國特定專業人才申請永久居留期間由 5 年縮短為 3 年，另外國(特定)專業人才在我國取得碩、博士學位者，得折抵申請永久居留期間 1~2 年。
- 社會保障及租稅優惠措施：將外國特定專業人才租稅優惠適用年限由 3 年延長為 5 年；免除外國特定及高級專業人才屬雇主或自營業主及其依親親屬之健保納保 6 個月等待期。

修法及前後比較重點

修正重點	修正規定	修法前後差異
放寬專業工作範疇	§4 專業工作定義增加外國學科教師、實驗教育工作	原高中以下學校教師僅得教授外國語文，未來放寬教育部核定招收外國人才子女專班得聘僱外國學科教師；另納入實驗教育工作為專業工作
增列特定專業人才專長領域及認定規定	§4 完整列出 8 大領域、新增國防領域，並增加由主管機關(國發會)會商各相關中央目的事業主管機關認定機制	原僅列出部分領域，未來除完整列出 8 大領域，另增加國防領域及由主管機關會商認定之規定
鬆綁優秀畢業生來臺工作資格	§6 世界頂尖大學之畢業生來臺工作免 2 年工作經驗	原外國人取得學士學位者，需有 2 年工作經驗始可在臺受聘僱從事專門性或技術性工作
免申請工作許可	§7 外國專業人才及其依親親屬取得永居，無須申請工作許可	原許可永久居留者須逕向勞動部申請工作許可，未來無須申請
就業金卡屆滿得申請延期	§9 就業金卡屆期前申請延期	原就業金卡期滿須重新申請，未來得申請延期
免申請居留簽證	§12 以免簽或停簽入境者，免申請居留簽證，得逕申請居留證	原以免簽或停簽入境者須申請適當期限之停留簽證或居留簽證，始可申請居留證，未來得直接改辦居留證
就業金卡得申請延期居留 6+6 個月	§13 就業金卡有效期間屆滿前，得申請延期居留 6+6 個月	原就業金卡期滿僅得重新申請，未來得申請延期居留 6+6 個月
放寬申請永居規定	§14 本人之永久居留規定 1.申請永久居留期間，由每年 183 日，改為「平均」每年 183 日 2.縮短外國特定專業人才取得永居年限由 5 年降為 3 年 3.在臺取得碩、博士學位者可折抵申請永居年限 1~2 年 §16 依親親屬申請永居年限同本人	原外國專業人才須連續居留 5 年，每年 183 日，始可申請永久居留；未來申請永久居留期間，由每年 183 日，改為「平均」每年 183 日，且外國特定專業人才取得永居年限降為 3 年，另在臺取得碩博士學位者亦得折抵 1~2 年
放寬未受聘僱者之依親親屬亦得適用本法	§15 擴及未受聘僱之專業人才許可永居者，其成年子女符合一定居留要件，得申請個人工作許可 §18 擴及未受聘僱之特定專業人才及高級專業人才之直系尊親	除現行所定受聘僱從事專業工作之外國專業人才外，為擴及修正條文第 10 條未受聘僱之自由藝術工作者，以及外國特定專業人才、外國高級專業人才，爰修正本條之適用對象 除現行所定受聘僱從事專業工作之外國特定專業人才外，考量外國特定專業人才亦可來臺創業、

	屬最長 1 年探親停留簽證	設立公司等非受聘僱之形式，另外國高級專業人才亦為我國積極延攬之專業人才，爰修正本條之適用對象
延長租稅優惠	§20 特定專業人才租稅優惠適用年限由 3 年延長至 5 年，並取消時序遞延留用規定	原租稅優惠僅 3 年，未來延長至 5 年
增列健保納保免等待期對象	§21 外國特定及高級專業人才為雇主及自營業主之本人及依親親屬納保免 6 個月等待期	原僅受聘僱之外國專業人才及其依親親屬得直接加入健保，未來外國特定及高級專業人才為雇主及自營業主之本人及依親親屬亦可直接加保
增列退休保障適用對象	§22 放寬未受聘僱者許可永居得適用勞退新制	除現行所定受聘僱從事專業工作之外國專業人才外，修正條文第 10 條未受聘僱之自由藝術工作者及外國特定專業人才亦有必要納入，爰予修正
	§23 教師月退休金適用對象擴及如中研院等研究人員	原僅學校教師許可永久居留者得擇一支領一次或月退休金，未來中研院等研究人員經許可永久居留者亦可適用之
強化歸化我國國籍者之依親親屬權益	§ 26 歸化我國國籍者，其親屬得準用部分條文(永居、個人工作許可，以及尊親屬探親停留)	原歸化我國國籍者不得再適用本法，未來經歸化我國國籍者之依親親屬，得準用本法部分條文



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2021 勤業眾信版權所有 保留一切權利